

情報化の推進に係る国の動向

1 自治体DX推進計画の策定（令和2年12月25日策定）

(1) 趣旨

既に国が示している「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、国の支援策等を取りまとめたもの

(2) 概要

「デジタル・ガバメント実行計画」の各施策等のうち、自治体に取り組むべき事項・内容について、本計画内で分類を行い、具体的な取組内容と国の支援策が示されている。

＜重点取組事項＞

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化
- ② マイナンバーカードの普及促進
- ③ 自治体の行政手続のオンライン化
- ④ 自治体のAI・RPAの利用促進
- ⑤ テレワークの導入・活用を促進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

＜自治体DXと合わせて取り組むべき事項＞

⑦ 地域社会のデジタル化

デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進

取組の具体例

- ・ デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくり
- ・ 中小企業のDX支援 など

⑧ デジタルデバйд対策

高齢者をはじめ、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援

取組の具体例

- ・ オンラインでの行政手続き・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を行う「デジタル活用支援員（携帯ショップ等）」等の周知・連携

2 デジタル社会形成基本法（令和3年9月1日施行）

(1) 趣旨

基本理念及び施策の策定に係る基本方針，国，地方公共団体及び事業者の責務，デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めるもの

(2) 概要

デジタル化に係る基本理念や国・地方公共団体・民間の責務及び役割等について定めている等地方公共団体の責務と民間との役割分担について定めている。

【地方公共団体の責務】

- ・ 国との役割分担を踏まえて、区域の特性を生かした自主的な施策を策定・実施
- ・ 施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、国と相互に連携

【民間との役割分担】

- ・ デジタル社会の形成は、民間が主導的役割を担うことを原則
- ・ 国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備及び公共サービスにおける国民の利便性、行政運営の簡素化・効率化・透明性、公正な給付・負担の確保のための環境整備を中心として施策を担う

3 デジタル庁設置法（令和3年9月1日施行）

(1) 趣旨

デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるもの

(2) 概要

所掌事務として下記のとおり定めている。

【内閣補助事務】

- ・ デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

【分担管理事務】 ※地方公共団体と関連がある事項

- ・ デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・ マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・ データの標準化、データ活用における官民連携機能に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・ 国、地方公共団体、準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進

など